

社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会 一般事業主行動計画(第3回)

社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会は、職員が仕事と子育てを両立させることができ、全職員が働きやすい雇用環境整備を行なうとともに、次世代育成支援について地域へ貢献する企業となるため、次のよう行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1 : 出産後も不安なく職場復帰することができる

【 対策 】

- 平成29年4月1日～ 管理職に対して「育児短時間勤務」についての研修を行い短時間勤務制度についての職場理解をはかる

- 期中随時 復職後の職場イメージができるよう育児休業取得者に定期的な面談を行う。(3ヶ月毎)

目標2 : 男性職員の育児休業取得

【 対策 】

- 平成29年7月1日～ 職員へのアンケートを行い実態把握(育児休業に対するイメージ、取得希望の有無、取得する上で懸念材料となるもの)

- 平成30年度 アンケート結果を受けた制度改正の検討。

目標3 : 時間外勤務の削減

【 対策 】

- 平成29年4月1日～ 法人内一括管理できる就業情報システムの導入により出勤怠状況を随時把握できるようになった。各課・支所においてこのシステムを有効活用する。

- 平成29年7月1日～ 定期異動も加味し4月～6月の3ヶ月間の時間外勤務の把握。事業所・個人単位での時間外勤務内容の洗い出し、事務分掌の見直しを行い時間外勤務の削減を図る。